国営飛鳥・平城宮跡歴史公園	（略）		
	奈良県	自転車道	
		特別史跡平城宮跡保存整備施設	
	奈良県奈良市	平城宮跡保存管理施設	
（略）			
国営アルプスあづみの公園	長野県大町市	山の神遺跡説明板	
国営昭和記念公園	公益財団法人昭和聖徳記念財団	昭和天皇記念館	

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園	（略）		
	奈良県	自転車道	
		特別史跡平城宮跡保存整備施設	
（略）			
国営アルプスあづみの公園	長野県大町市	山の神遺跡説明板	

附　則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。ただし、表国営昭和記念公園の項を加える改正規定は平成三十年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類及び路線名

一般国道　七号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月三十日

占用を制限する区域	図面縦覧場所
にかほ市三森字上々免一一三番一から同市三森字上々免一一二番一まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所
由利本荘市石脇字田尻野一八番一から同市石脇字田尻野二番一三まで	〃

○東北地方整備局告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
気仙沼市本吉町九多丸三四番一一から同市松崎高谷四七番一二まで	二八・〇〇～一六六・六〇メートル	七・〇七三キロメートル

四　指定する期日　平成三十年三月二十三日

○東北地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
気仙沼市本吉町日門二五番一から同市松崎高谷四七番一まで	前	九・〇五～二八・〇〇メートル	六二・七五～六〇・七〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 九・〇五～二八・〇〇メートル	六二・七五～六六・六〇メートル	七・九二八キロメートル　七・三九八キロメートル　七・九二八キロメートル　七・三九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	気仙沼市本吉町九多丸三四番一から同市松崎高谷四七番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十五日